

(平成21年8月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

旭川厚生年金 事案238

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月13日から同年4月1日

昭和41年3月に高校を卒業し、A社に臨時雇用員として採用され、その後、42年3月13日から同年3月31日まで初等課程の研修を受けた。

今般、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、当該研修の期間について厚生年金保険に未加入となっていた。

同期入社と同僚には、初等課程の研修期間中についても厚生年金保険に加入した記録となっているので、当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る人事記録によれば、申立人と同期入社と同僚は、申立人と同じ初等課程の研修を受けた申立期間について厚生年金保険の被保険者期間となっていることが確認できること、及びB社から、「厚生年金保険に係る資格取得、資格喪失及び保険料の徴収事実を確認できる資料等はA社から一切承継されておらず確認できませんが、申立人の申立期間前後における雇用形態等を考慮すれば、継続して厚生年金保険に加入していたものと推認すべきが相当とされます。」との回答を得たことから判断すると、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

申立期間の標準報酬月額については、昭和41年10月の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いことから確認できず不明としているが、A社が保管する人事記録から確認できる申立人の研修開始時期である昭和42年3月13日は社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

旭川厚生年金 事案239

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和55年2月16日に訂正し、標準報酬月額については、同年2月から同年7月までは11万円、同年8月から56年7月までは12万6,000円、同年8月から57年7月までは22万円、同年8月から58年9月までは28万円、同年10月から59年7月までは26万円、同年8月から61年1月までは30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年2月16日から61年2月16日まで

昭和55年2月にA社B支店の正社員として採用されたが、平成8年に、昭和61年2月15日までの厚生年金保険料を当時の担当事務員が横領していたことが発覚した。

同社との間で「和解契約書」を交わしたが、厚生年金保険料の事業所負担分は和解内容に含まれておらず納得できないので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった「和解契約書」により、申立人が昭和55年2月16日にA社に採用されたこと、及び同日から61年2月16日までの期間において、継続して勤務していたことが認められる。

また、同契約書によれば、A社は、申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたが、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得に係る届出を行ってなかったことにより、当該控除した保険料を返還したことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、「和解契約書」の記載から、昭和55年2月から同年7月までは11万円、同年8月から56年7月までは12万6,000円、同年8月から57年7月までは22万円、同年8月から58年9月までは28万円、同年10月から59年7月までは26万円、同年8月から61年1月までは30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「和解契約書」の記載にあるとおりの届出を行ったことを認めており、「和解契約書」の記載によれば、事業主は申立人に係る資格取得日を昭和61年2月16日として届け出た旨の記載が確認できることから、事業主は社会保険事務所の記録とおりの届出を行い、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る55年2月から61年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月末ごろから同年11月末ごろまで
A社の社長の面接を受け、同社に正社員の事務員として勤務した。
採用時に厚生年金保険及び健康保険の加入についての説明を受け、年金手帳を社長に渡した記憶がある。
勤務に当たり厚生年金保険等を完備している会社を選んで勤めていたの
で、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の述べている勤務内容等から、申立人がA社に勤務していたことはうかがえるが、申立期間において厚生年金保険の加入記録の存在している者は二人（元代表取締役及び元従業員）だけであり、当該二人からは申立人を記憶している旨の証言は得られず、このほか、申立人の実際の勤務期間を確認できる人事記録等の資料は無い。

また、元代表取締役は、「工事担当者も事務員も、様子を見るということで3か月の試用期間を設けていた。」と証言しているところ、申立期間の直前の期間に厚生年金保険の加入記録のある女性事務員は、「前の会社を辞めて3～4か月くらいしてから（A社に）入社したと思います。前の会社を辞めてから（A社で厚生年金保険に加入するまで）10か月も空いていた記憶は無いので、（A社に入社後に数か月間の）試用期間があったのかもしれませんが。」と述べており、このほか、申立期間の前に当該事業所で勤務していた元従業員（4人）も試用期間があった旨を証言していることから、当該事業所においては、すべての従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

さらに、社会保険庁が管理するオンライン記録の整理番号に欠番は無いこ

とから、申立人の記録が欠落したものとは考え難く、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から52年10月まで

大工をしていた時に、A社の総務部長の面接を受け、本採用となり通年雇用の正職員となった。大工の棟梁として橋の建設現場で勤務していた。事務長から厚生年金保険の加入についての説明があり、年金手帳を受け取った記憶がある。

給与は日給で月に1回現金で受け取っており、給与明細には厚生年金保険料が控除されていた旨の記載があった記憶があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社において通年雇用の正職員として勤務していたと主張しているが、申立人の当該事業所での雇用保険の加入記録（昭和48年5月16日取得～同年11月30日離職、49年5月13日取得～同年11月30日離職、50年5月1日取得～同年11月30日離職、52年3月1日取得～同年12月24日離職）及び求職者給付の受給記録、並びに連絡の取れた元従業員の証言から、申立人は、当該事業所に季節雇用者として勤務していたものと推認され、申立期間のうち昭和51年6月1日（取得）から同年11月30日（離職）までの期間については、他の事業所（B社）での雇用保険の加入記録が存在しており、申立人も「1年間ぐらい（B社の所在する）C町のほうに働きに行っていた。」と述べていることから、申立人は、A社での雇用保険の加入期間において当該事業所に勤務していたものと認められる。

また、A社の複数の元役員及び元従業員の証言から、申立期間当時の従業員数は、正社員が20～30人程度、季節雇用者が100～150人程度と考えられるところ、社会保険事務所の保管する厚生年金保険被保険者原票によれば、

申立人の当該事業所における雇用保険の加入期間における厚生年金保険被保険者数は最少で8人、最多で28人であったことが確認できることから、申立期間当時、当該事業所においては、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていた事情はうかがえない。

さらに、当該事業所の元役員2人及び事務担当者1人は、「厚生年金保険は正社員と長く働いている人だけが加入対象でした。」と証言しているところ、申立人及び元従業員が同僚として名前を挙げた者7人（申立人と同職種（大工の棟梁又は大工）の者6人を含む。）には当該事業所における厚生年金保険の加入記録は存在せず、このうち連絡の取れた3人は、「冬は失業保険又は特例一時金を受給し、健康保険は日雇健保だったと思う。厚生年金保険には加入しておらず、国民年金だった。」と証言しており、申立人も申立期間において通年で国民年金に加入し国民年金保険料を納付した記録となっていることが確認できることを踏まえると、当該事業所では、申立期間当時、季節雇用者については厚生年金保険に加入させる取扱いとはしていなかったものと推認される。

加えて、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番は見当たらないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。